

京都府における地球温暖化対策条例（仮称）のあり方について

[中間まとめ]（案）

平成 17 年 6 月 16 日

京都府環境審議会 企画部会

（地球温暖化対策条例検討専門委員会）

目 次

はじめに	1
1 条例制定の背景と目的	1
2 条例の目標と達成手段	2
(1) 温室効果ガス排出量の現状	2
(2) 温室効果ガスの削減・吸収の数値目標	2
(3) 達成手段	3
3 責務と役割	3
・行政、事業者、府民、観光旅行者等及び環境保全活動団体の責務と役割	-- 3
4 地球温暖化対策推進計画の策定等	4
(1) 地球温暖化対策推進計画の策定	4
(2) 地球温暖化対策計画を作成するための指針の策定	4
(3) 年次報告	4
5 府による地球温暖化対策	4
(1) 取組の基本	4
(2) 地球温暖化防止に関する府の施策	5
(3) 府の事務・事業における取組	5
6 地球温暖化対策（分野別）	5
(1) 事業活動に係る地球温暖化対策	5
(2) 建築物に係る地球温暖化対策	6
(3) 自動車交通に係る地球温暖化対策	7
(4) 電気機器等に係る地球温暖化対策	9
(5) グリーン購入の促進による地球温暖化対策	11
(6) 廃棄物の減量化の促進による地球温暖化対策	11

<u>(7) 自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策</u>	-----	11
<u>(8) 環境教育・環境学習の推進</u>	-----	12
<u>(9) 森林の保全・整備</u>	-----	13
<u>(10) 国際環境協力の推進</u>	-----	13
<u>(11) 環境産業の育成</u>	-----	14

7 条例の推進方策	14
------------------	----

<u>(1) 推進体制の整備</u>	-----	14
<u>(2) 施策の評価及び見直し</u>	-----	15
<u>(3) 条例の実効性の確保</u>	-----	15

8 その他の留意事項	15
-------------------	----

<u>(1) 条例の形式</u>	-----	15
<u>(2) 政策統合の推進</u>	-----	15
<u>(3) 対象規模以下の事業者に対する取組の促進</u>	-----	15
<u>(4) 条例の効果的・効率的な運用</u>	-----	15

京都府における地球温暖化対策条例（仮称）のあり方について〔中間まとめ〕 — 京都府環境審議会企画部会地球温暖化対策条例検討専門委員会 —

はじめに

- ・ 京都府環境審議会企画部会地球温暖化対策条例検討専門委員会（委員長：郡嶋孝同志社大学教授）では、京都府から諮問を受けた「京都府における地球温暖化対策のための条例のあり方」について、専門的な観点から幅広く調査検討を行い、条例の基本的な考え方を以下のとおり中間的にとりまとめた。
- ・ 制度化に当たっては、府民や事業者に一定の負担（義務化）を求める必要があるものであることから、諮問のとおり、府民の代表である府議会の議決により、法的な位置付けを明確にした条例によることが適当である。

〔審議経過〕

平成17年3月 3日	京都府から「京都府における地球温暖化対策のための条例のあり方について」諮問（環境審議会から企画部会に付議） 企画部会開催（専門委員会を設置）
3月30日	第1回専門委員会開催（進め方、現状と課題）
4月11日	第2回 // （家庭対策）
4月27日	第3回 // （事業者対策）
5月17日	第4回 // （推進体制、数値目標の考え方）
5月30日	第5回 // （論点整理）
6月16日	第6回 // （論点整理、中間まとめ案）
6月22日	環境審議会企画部会・専門委員会合同会議（予定）

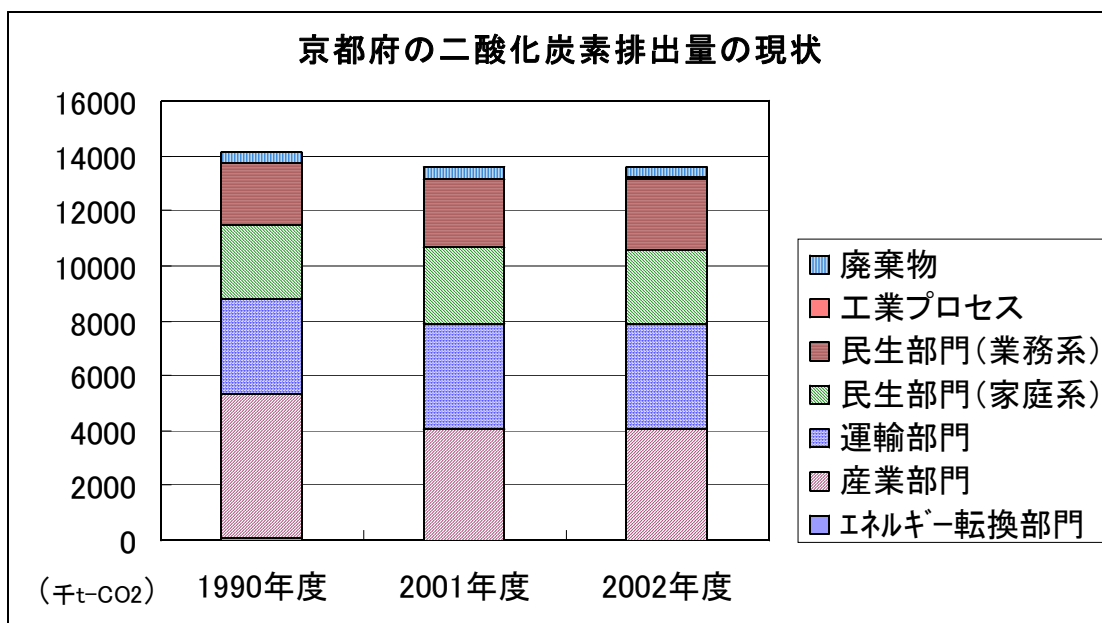
1 条例制定の背景と目的

- ・ 環境は、あらゆる生命の母胎であり、存続の基盤である。しかしながら、人類の活動は地球全体の環境に影響を及ぼす規模にまで拡大し、将来の世代への影響のみならず、昨年的大型台風の度重なる襲来をはじめ、世界各地で頻発している異常気象への影響が指摘されるなど、地球温暖化は、今まさに現実の脅威となりつつある。
- ・ 地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる我々の使命である。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、持続可能な社会の実現を図らなければならない。
- ・ 京都府は、府域の75%が森林に覆われるなど農山村地域が広い面積を占める一方、京都市域には、京都府の人口や産業の半数以上が集中するなど、農山村と都市が共存する特色ある地域構造を有するとともに、そうした各地域の多様な自然や風土が、独自の文化をはぐくみ、美しい環境を形成してきた。
- ・ また、「もったいない」や「ほんまもん」という言葉に代表される、よいものを大切に長く使う生活文化を継承し、実践してきた。
- ・ 京都議定書が採択された地である京都府は、議定書が発効した今こそ、長期的視野に立って、温室効果ガスを大幅に削減できる脱温暖化社会の実現に先導的役割を果たすとともに、こうした取組を通じて国際社会における地球環境の保全にも大いに貢献していかなければならない。
- ・ このような認識の下に、府域の特性を踏まえた、より実効性のある地球温暖化対策の推進に向けて、地球温暖化対策の基本となる事項を定めるとともに、府、市町村、事業者、府民、観光旅行者その他の滞在者、環境保全活動団体の責務や役割を明らかにし、参加と協働による取組を一層促進していくため、条例を制定するものである。

2 条例の目標と達成手段

(1) 温室効果ガス排出量の現状

- ・ 京都府内の温室効果ガス排出量は、2002（平成14）年度で14,259千t-CO₂と基準年度（1990（平成2）年度）比で、約3.5%の減少。
- ・ これは、府内の産業構造がエネルギー消費が少ない業種が多いことや製造業の生産額が減少傾向にあること、関西電力の係数が低いこと（原子力発電の稼働率の向上）等が影響し、全国より排出量が低い状況にあると推測される。
- ・ 部門別の排出量は、産業部門からの排出が29.5%、運輸部門は28.1%、家庭部門は20.1%、業務部門は19.1%となっている。基準年度比で、産業部門が24.3%の減少、運輸部門が10.3%の増加、家庭部門が1.6%の増加、業務部門が17.5%の増加となっている。
- ・ 全国と比較すると、京都府の場合、産業部門の割合が低く、運輸部門及び民生部門の割合が高くなっている。



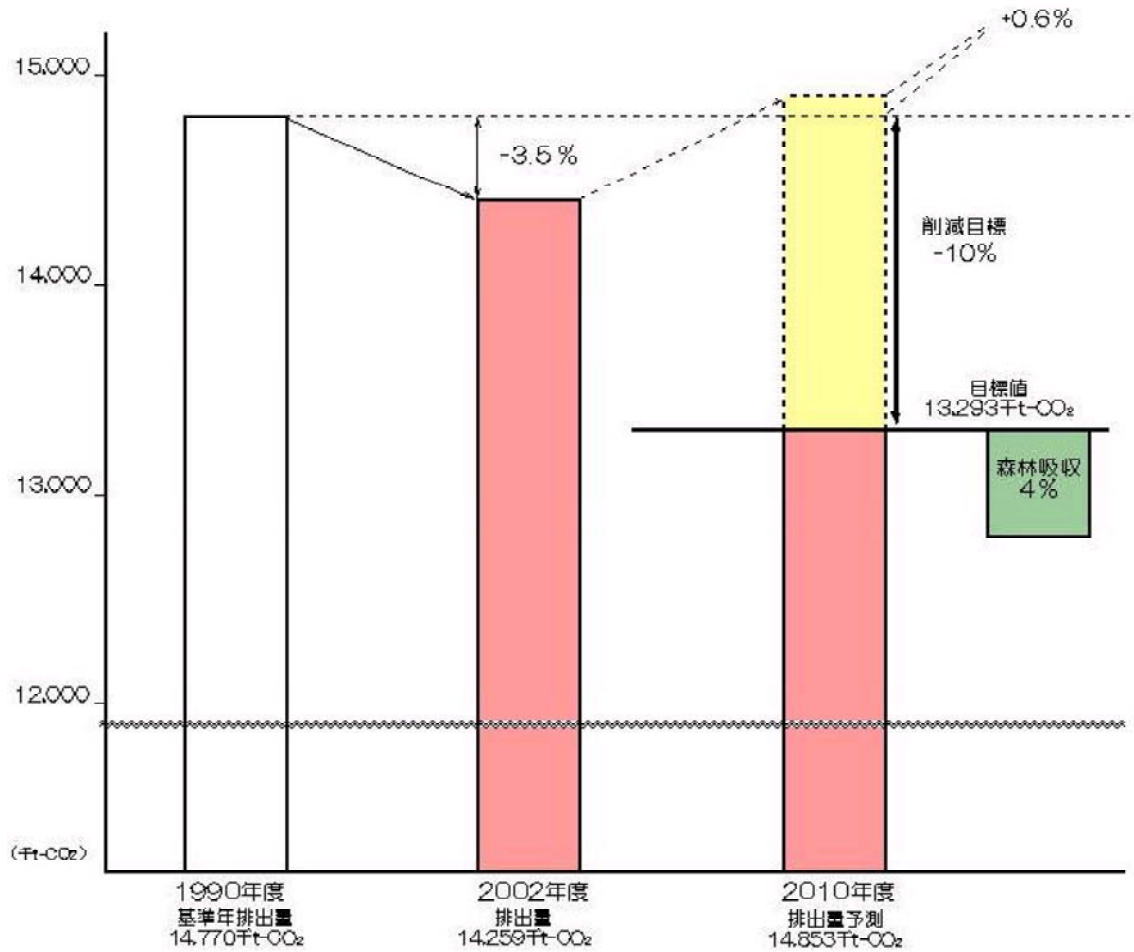
(2) 温室効果ガスの削減・吸収の数値目標

＜条例化＞
温室効果ガスの排出総量を2010年度において1990年度に比べて10%削減をめざす。

＜条例化＞
部門別（産業、運輸、家庭、業務）の削減目標は、地球温暖化対策推進計画で定めるものとする。

＜条例化＞
1990年度の温室効果ガスの総排出量の4%相当量の吸収能力をもつ森林吸収源の確保をめざし、森林の適正な保全及び整備を推進する。

京都府の温室効果ガス削減・吸収の数値目標



(3) 達成手段

温室効果ガスの排出の抑制や森林等による吸収作用の保全強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策・取組（地球温暖化対策）を推進することにより、削減目標の達成をめざす。

3 責務と役割

・行政、事業者、府民、観光旅行者等及び環境保全活動団体の責務と役割

＜府の責務＞

- 地球温暖化の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施すること。
- 地球温暖化対策推進法に基づく総合的かつ計画的な施策及び実行計画の策定等市町村の施策の実施を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うこと。
- 施策の策定や実施に当たっては、市町村、事業者、府民、環境保全活動団体等連携し、協働して取り組むこと。
- 地球温暖化の防止に関する府民等の自主的な活動に対する支援を行うこと。

＜事業者の責務＞

地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動や地域社会において地球温暖化の防止に自主的かつ積極的に取り組むこと。

＜府民の責務＞

地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活や地域社会において地球温暖化の防止に自主的かつ積極的に取り組むこと。

＜観光旅行者等の責務＞

滞在中は地域社会の一員として地球温暖化の防止に自ら積極的に努めること。

＜環境保全活動団体の役割＞

自主性及び自立性の下に、地球温暖化の防止を図るための取組を行うこと。

府民等の地球温暖化の防止に関する理解と参加を促すとともに、交流と連携を進めること。

4 地球温暖化対策推進計画の策定等

(1) 地球温暖化対策推進計画の策定

＜条例化＞

府は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出量の削減目標、地球温暖化対策に関する基本方針等を定めた地球温暖化対策推進計画を策定する。

(2) 地球温暖化対策計画を作成するための指針の策定

＜条例化＞

府は、事業者等が事業活動、建築物の新築等及び自動車等の使用に係る地球温暖化対策計画を作成するための指針（ガイドライン）を策定する。

(3) 年次報告

＜条例化＞

府は、府内における温室効果ガスの総排出量や分野ごとの排出量、地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価について、毎年度、報告書を作成し、公表する。

5 府による地球温暖化対策

(1) 取組の基本

＜条例化＞

府のすべての政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルの全過程において地球温暖化を防止する観点からの点検等の取組を推進

(2) 地球温暖化防止に関する府の施策

— <条例化> —

6に掲げる地球温暖化対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、これに必要な助成等の措置を実施

(3) 府の事務・事業における取組

— <条例化> —

府の事務・事業においても、地球温暖化対策推進法に定める実行計画に基づき、率先して地球温暖化対策を推進

6 地球温暖化対策（分野別）

(1) 事業活動に係る地球温暖化対策

ア 現状

- ・産業部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、2002年度は京都府全体の29.5%を占め、1990年度比で約24.3%の減少。
- ・これは、景気の減退による産業活動の縮小や重油から天然ガスへのエネルギー転換、エネルギー使用の合理化等が進んだことが主な要因と推測される。

イ 課題

- ・事業活動に係る温室効果ガスの排出量を削減していくためには、事業者自らが温室効果ガスの排出量を把握し、企業の社会的責任（CSR）の下で、自主的・計画的な地球温暖化対策を着実に積み重ねていくことが必要。
- ・このため、環境経営の基礎となる環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成、公表の取組を促進していくことが必要。
- ・特に、温室効果ガスの排出量が相当程度多い大規模事業者（一定規模以上のエネルギー使用者）に対しては、温室効果ガス排出量の報告や削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進（競争的環境や衆人環視の仕組みづくり）していくことが必要。
- ・また、こうした地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者が社会や市場で適切に評価され、経済的利益につながる仕組みづくり（インセンティブ）が必要。

ウ 対策

・環境経営の促進

— <条例化> —

環境マネジメントシステム（ISO14001、KES）の導入<努力義務>

— <条例化> —

環境報告書の作成・公表<努力義務>

— <支援施策> —

環境マネジメントシステム講習の実施、情報提供 等

— <支援施策> —

省エネ診断、ESCO診断の普及 等

・事業活動に係る温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくり

＜条例化＞

事業者における温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制等地球温暖化対策の推進＜努力義務＞

＜条例化＞

大規模事業者（一定規模以上のエネルギー使用）に対する温室効果ガス排出量の報告、削減計画等の作成、提出＜義務化＞

＜条例化＞

府による大規模事業者に係る報告・計画等の公表

＜支援施策＞

温室効果ガス削減計画や達成状況等の公表（客観的評価によるランク付け）
優良な事業者に対する顕彰制度の充実 等

＜支援施策＞

京都府版：自主参加型排出量取引制度の導入検討

※公募により自主参加する事業者が、温室効果ガスの削減を目標以上に達成した場合には、一定のインセンティブを付与し、逆に、事業者自らの努力だけでは削減目標を達成できない場合には、目標達成事業者との排出量取引や府内での森林保全・整備による森林吸収量の確保等で目標を達成

(2) 建築物に係る地球温暖化対策

ア 現状

- ・業務部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、2002年度は京都府全体の19.1%を占め、1990年度比で17.5%の増加。
- ・これは、オフィスビル等業務用の建築物（床面積）の増加や空調機器の増加等による電気使用量の増加が主な要因と推測される。

イ 課題

- ・業務部門の温室効果ガスの排出量を削減していくためには、その主な増加要因である業務用の建築物を中心に、断熱や設備の省エネルギー化、緑化、自然エネルギーの利用促進などにより、建築物の環境性能を向上していくことが必要。
- ・このため、建築物の新増築時を捉えて、環境配慮や緑化を促進するとともに、特に、環境への負荷が相当程度大きい大規模建築物（一定規模以上の建築物）に対しては、温室効果ガス排出量の削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、建築物に係る地球温暖化対策を促進していくことが必要。
- ・また、地球温暖化の防止の視点にヒートアイランド対策を組み込んだ建築物の屋上等の緑化（又は自然エネルギー利用）についても、一定規模以上の大規模建築物を対象に緑化計画等の作成、提出を求めることが必要。
- ・さらに、こうした環境性能に優れた質の高い建築物（マンションや貸ビル、住宅等）が市場で評価・支持される仕組みづくり（インセンティブ）が必要。

ウ 対策

- ・建築物の環境配慮の促進

＜条例化＞

建築物の新増改築時における環境性能の向上＜努力義務＞

＜条例化＞
建築物の緑化の推進＜努力義務＞

＜支援施策＞
環境性能の高い建築物や府内産木材を使用した住宅に対する低利融資制度等の優遇制度の充実 等

・建築物の環境性能を向上させる仕組みづくり

＜条例化＞
大規模建築物（延床面積が一定規模以上の建築物の新増築）に対する温室効果ガス排出量の削減計画等の作成、提出＜義務化＞

＜条例化＞
大規模建築物（建築面積が一定規模以上の建築物の新増築）に対する屋上等の緑化（又は自然エネルギーの利用）計画の作成、提出＜義務化＞

＜条例化＞
府による大規模建築物に係る温室効果ガスの排出量削減計画及び屋上等の緑化（又は自然エネルギーの利用）計画の公表

＜条例化＞
住宅メーカー等に対する環境性能の高い建築物の提供＜努力義務＞

＜支援施策＞
建築物の屋上等の緑化や自然エネルギー導入に対する助成制度の検討 等

・建築物に係る環境情報の提供

＜条例化＞
宅地建物取引業者に対する建築物を購入（貸借）者への環境情報の提供・説明＜努力義務＞

＜支援施策＞
建築物（マンション、貸ビル、住宅等）の環境性能の評価・認証・表示など情報提供の仕組みづくりの検討 等

(3) 自動車交通に係る地球温暖化対策

ア 現状

- ・運輸部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、2002年度は京都府全体の約28.1%を占め、1990年度比で約10.3%の増加。
- ・これは、自動車（自家用車）の保有台数の増加や大型化等が主な要因と推測される。

イ 課題

- ・運輸部門における温室効果ガスの排出量を削減していくためには、自動車の使用抑制や適正な使用、低公害車の普及、物流の効率化、さらに、環境的に持続可能な交通（EST）や交通需要マネジメント（TDM）施策の推進など総合的な対策が必要。

- ・このため、公共交通機関への利用転換やエコドライブの推進、アイドリング・ストップの徹底を図るとともに、特に、温室効果ガスの排出量が相当程度多い大規模事業者（一定規模以上の運送事業者等）に対しては、温室効果ガス排出量の報告や削減計画等の作成、提出を求め、府が、当該計画の内容や達成状況等を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進していくことが必要。
- ・また、自動車販売店に対する店頭における自動車の関する適切な環境情報の提供や大規模事業者（一定台数以上の自動車の使用者等）に対しては、一定割合以上の低公害車の導入を求めるなど、低公害車の一層の普及を促進していくことが必要。

ウ 対 策

・自動車の適切な使用による温室効果ガス排出量の削減

＜条例化＞

自動車の使用抑制、公共交通機関への利用転換、自転車の利用の促進、徒歩の励行＜努力義務＞

＜条例化＞

エコドライブの推進（適切な使用、整備及び運転等）＜努力義務＞

＜条例化＞

アイドリングストップの徹底＜義務化＞

※対象者：運転者（府民）、事業者、観光旅行者 等

＜条例化＞

アイドリングストップの周知徹底＜義務化＞

※対象者：大規模駐車場設置（管理）者 等

＜支援施策＞

環境的に持続可能な交通（E S T）や交通需要マネジメント（T D M）施策の推進（パーク・アンド・ライド等） 等

※「環境的に持続可能な交通」（Enviromentally Sustainable Transport）：公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通の実現をめざすもの。

※「交通需要マネジメント」（Transportation Demand Management）：人やものの動きに着目し、便利で快適な移動環境づくりを進めるとともに、まちづくりや暮らし、地球温暖化の視点から都市圏における交通問題を改善をめざすもの。

＜支援施策＞

エコドライブ講習の充実（自動車運転免許取得、更新時等） 等

・大規模事業者に対する温室効果ガス排出量の削減の仕組みづくり

＜条例化＞

大規模事業者（一定規模以上の運送事業者等）に対する温室効果ガス排出量の報告、削減計画等の作成、提出＜義務化＞

＜条例化＞
府による大規模事業者に係る報告・計画等の公表

＜条例化＞
大規模運輸事業者等に対するエコドライブ推進員の設置＜義務化＞

＜条例化＞
運送事業者等に対する配送の共同化等物流の効率化の推進＜努力義務＞

＜支援施策＞
エコドライブ推進員の人材育成、認証制度の創設 等

・自動車（低公害車）の環境情報の提供

＜条例化＞
自動車販売店に対する店頭における購入者への自動車に関する環境情報の提供、説明＜義務化＞

＜条例化＞
自動車に関する環境情報を自動車販売店の店頭において購入者に適切に説明することができる者（エコカーマイスター）の設置＜義務化＞

＜支援施策＞
エコカーマイスターの人材育成、認証制度の創設 等

・低公害車の普及促進

＜条例化＞
低公害車の購入や使用の促進＜努力義務＞

＜条例化＞
大規模事業者（一定台数以上の自動車の使用者等）に対する一定割合以上の低公害車の購入、使用＜義務化＞

＜条例化＞
自動車販売店に対する低公害車の販売実績報告＜知事が求めた場合・義務化＞

＜支援施策＞
低公害車に関する情報提供の充実（低公害車フェアの開催等） 等

(4) 電気機器等に係る地球温暖化対策

ア 現状

- ・家庭部門における温室効果ガス排出量は、2002年度は京都府全体の20.1%を占め、1990年度比で約1.6%の増加。
- ・これは、世帯当たりのエアコンや冷蔵庫などのエネルギー消費の多い電気機器等の保有台数の増加や大型化等による家庭におけるエネルギー消費量の増加が主要な要因と推測される。

イ 課題

- ・家庭部門における温室効果ガスの排出量を削減していくためには、府民（消費者）自らも温室効果ガスの排出者であることを自覚し、日常生活における省エネルギーに自主的・積極的に取り組むライフスタイルに転換していくことが必要。
- ・このため、府民（消費者）への普及啓発、環境教育・環境学習の一層の推進に加え、特に、家庭部門は、電力使用による温室効果ガスの排出割合が大きいことから、電気機器等の適切な使用等による省エネルギーの一層の促進や、エアコンや冷蔵庫など、エネルギー消費量の相当程度多い電気機器等については、家電販売店等に対し、店頭における省エネ性能の表示や消費者への説明を求めるなど、消費者に対する省エネルギー型電気機器等の選択を誘導する適切な情報提供の仕組みづくりが必要。

ウ 対策

・省エネルギー型のライフスタイルへの誘導

＜条例化＞

家庭における温室効果ガスの排出量（電気やガス等のエネルギーの使用量）の把握や排出の抑制等地球温暖化対策の推進＜努力義務＞

＜条例化＞

電気機器等の適切な使用等による省エネルギーの推進＜努力義務＞

＜条例化＞

省エネルギー型電気機器等の優先的な使用（購入）の推進＜努力義務＞

＜支援施策＞

インターネット環境家計簿の普及、省エネ診断の実施 等

・省エネルギー型の製品やサービスの普及

＜条例化＞

事業者に対する省エネルギー型の製品やサービスの提供＜努力義務＞

・消費者への省エネルギー型電気機器等の選択を誘導する適切な情報提供

＜条例化＞

家電販売店に対する店頭におけるエアコンや冷蔵庫など、エネルギー消費量の多い電気機器への省エネ性能の表示や購入者への説明＜義務化＞

＜条例化＞

家電販売店に対する店頭における購入者への省エネ性能を適切に説明することができる者（省エネマイスター）の設置＜義務化＞

＜支援施策＞

省エネラベル制度（京都省エネラベル協議会）の普及促進
※省エネラベリング：消費者が電気機器等を購入する際に、製品の省エネルギー性能や使用時の電気代（ライフサイクルコスト）、製品間の比較等が容易にできる情報提供のツール

＜支援施策＞

省エネマイスターの人材育成、認証制度の創設 等

(5) グリーン購入の促進による地球温暖化対策

ア 趣 旨

- ・グリーン購入は、消費行動を通じて、企業に環境負荷の少ない製品等の開発を促し、持続可能な社会へと変革する基盤。
- ・府民等は、グリーン購入を通じて、環境保全に積極的に取り組む企業を応援・育成していく重要な役割。

※「グリーン購入」：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

イ 課 題

- ・京都グリーン購入ネットワークの活動を中心に、グリーン購入の取組を更に促進していくことが必要。

ウ 対 策

- ・グリーン購入の促進

＜条例化＞
府民等によるグリーン購入（環境物品等の購入）の推進＜努力義務＞

(6) 廃棄物の減量化の促進による地球温暖化対策

ア 趣 旨

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から脱却し、地球上の限られた資源をできる限り有効に繰り返し使い、環境への負荷を少なくする持続可能な循環型社会への転換をめざす。

イ 課 題

- ・廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動による廃棄物の減量化など、循環型社会の形成に向けた取組を府民ぐるみで展開していくことが必要。

ウ 対 策

- ・廃棄物の減量化等の促進

＜条例化＞
府民等による廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用による減量化の推進
＜努力義務＞

(7) 自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策

ア 趣 旨

- ・自然エネルギーは、石油依存度を低下させる石油代替エネルギーであるとともに、環境に与える負荷が小さく、資源制限が少ないエネルギーとして、地球温暖化対策を推進する上で大きな効果。

※「自然エネルギー」：太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等を利用するエネルギー

イ 課 題

- ・府域の資源や特性を活かした自然エネルギーの導入普及を一層促進するとともに、特に、自らの発電や買い取りを通じて自然エネルギーの導入普及のけん引役を果たすべき電気事業者に対する自然エネルギーの一層の利用促進を求めることが必要。

ウ 対 策

・自然エネルギーの利用促進

＜条例化＞
事業活動や日常生活における自然エネルギーの優先的な利用＜努力義務＞

＜条例化＞
電気事業者に対する自然エネルギー導入計画の作成、提出（自らの自然エネルギーの発電や自然エネルギーで発電された電力の買い取り等）＜義務化＞

＜支援施策＞
府内における自然エネルギーの利用を総合的・計画的に推進するための指針「京都・自然エネルギービジョン」の策定、推進

＜支援施策＞
自然エネルギー導入の情報提供、助成制度の充実 等

(8) 環境教育・環境学習の推進

ア 趣 旨

- ・環境教育・環境学習は、地球温暖化防止をはじめ、循環型社会の形成や自然との共生など、今日の環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくための基盤。

イ 課 題

- ・環境教育・環境学習は、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会における多様な主体の参加と協働による連携した取組が必要。

ウ 対 策

・環境教育・環境学習の推進

＜条例化＞
学校教育や社会教育など、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、その発達段階に応じて、地球温暖化の防止に関する理解と関心を深め、具体的行動を促すことができるよう、あらゆる機会を通じた環境教育・環境学習の推進＜努力義務＞

＜条例化＞
事業者による従業員に対する環境教育の推進＜努力義務＞

＜条例化＞
大学や短期大学、専修学校における学生に対する環境生活指導＜努力義務＞

＜支援施策＞
「国連・持続可能な開発のための教育の10年」等を踏まえ、府内における環境教育・環境学習を総合的・計画的に推進するための指針「京都府・環境教育・環境学習の10年」の策定、推進

- ※「国連・持続可能な開発のための教育の10年」：ヨハネスブルグ・サミット実施計画等を踏まえ、「持続可能な開発」を進めていくためには、あらゆる

国・地域において基礎教育、高等教育、教員教育、環境教育等を充実させることが必要であるという認識の下に、国連において、2005年から2014年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓発活動を推進することとされているもの。

・ 京都地球環境の日の制定

＜条例化＞

京都議定書が発効した2月16日を「京都地球環境の日」として制定し、地球温暖化防止についての府民等の関心や理解、行動を促進。＜努力義務＞

(9) 森林の保全・整備

ア 趣 旨

- ・ 緑の象徴である森林環境の保全・整備は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策の推進に寄与するとともに、こどもたちの豊かな未来を育む世代を越えた社会基盤。

イ 課 題

- ・ 林業経営者等の取組だけでは豊かな森林環境を次の世代に引き継いでいくことが困難な状況であることから、京都の森林環境を府民ぐるみで守り育てる取組を展開していくことが必要。

ウ 対 策

- ・ 府民ぐるみでの森林環境の適切な保全・整備

＜条例化＞

森林の適切な保全や整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策の実施（「緑の公共事業アクションプラン」の推進等）

＜支援施策＞

温暖化防止モデル林の認証制度の充実
府内産木材・バイオマスの利用促進 等

(10) 国際環境協力の推進

ア 趣 旨

- ・ 地球温暖化防止は、一国のみでは解決できないグローバルな課題であり、府内の大学や産業界、行政等における地球温暖化防止をはじめとする経験やノウハウ、技術等を活かし、友好提携州省（中国陝西省等）を中心に、国際的な環境保全の取組に積極的に貢献、協力。

イ 課 題

- ・ 京都議定書誕生の地にふさわしい国際社会での取組を府民ぐるみで推進することが必要。

ウ 対 策

- ・ 府民ぐるみでの国際環境協力の推進

＜条例化＞

府民等と連携した地球温暖化防止に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等国際協力を推進するための施策の実施

・海外での植樹協力事業の実施

— <支援施策> —
府友好提携州省（中国陝西省等）での植樹協力事業の実施 等

(11) 環境産業の育成

ア 趣 旨

- ・環境と経済の関係をトレードオフの関係ではなく、環境保全の取組を経済発展の新たな基盤として捉え、環境が良くなれば経済も発展する環境と経済が好循環する社会システムを構築。

イ 課 題

- ・府内の大学や産業界等における地球温暖化防止等に関する世界水準の知見や高度な環境関連技術の集積を活かし、産学公連携の一層の促進による技術革新の振興や環境産業の育成が必要。

ウ 対 策

・環境産業の育成等

— <条例化> —
温暖化防止に貢献する環境技術の開発支援や環境産業の育成支援 等

7 条例の推進方策

(1) 推進体制の整備

・地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための体制整備

— <条例化> —
地球温暖化対策推進本部の設置

・京都府地球温暖化防止活動推進センター等との連携・協働による取組の推進

— <条例化> —
京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、環境保全活動団体、府、市町村等との相互の連携と協働による取組の推進

※「京都府地球温暖化防止活動推進センター」：府域における地球温暖化防止活動の支援組織（啓発・広報活動、調査・研究活動、情報提供活動等）[地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定]

※「京都府地球温暖化防止活動推進員」：地域における地球温暖化防止に向けた住民の理解の増進、指導・助言、情報提供を行う者 [地球温暖化対策推進法に基づき知事が委嘱（168名：17年6月現在）]

※「地球温暖化対策地域協議会」：地域における地球温暖化防止に向けた協議、実践組織。地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等で構成 [地球温暖化対策推進法に基づき設立（府内5協議会：17年6月現在）]

(2) 施策の評価及び見直し

・ 施策の評価及び見直し

＜条例化＞
定期的に条例の実施状況について評価・見直しを行うとともに、評価・見直しを行う体制を整備

・ 条例の見直し

＜条例化＞
条例の施行状況や地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を踏まえた条例の定期的見直し（おおむね〇年ごと）

(3) 条例の実効性の確保

- ・ 条例の実効性を確保するため、条例に基づく計画の提出等を行わなかった者に対する勧告や、正当な理由がなく勧告に従わなかったときの氏名等の公表について検討することが必要。

8 その他の留意事項

(1) 条例の形式

- ・ 条例の形成については、地球温暖化対策に取り組む京都府の決意や姿勢を改めて強くアピールするとともに、府民や事業者に対してもわかりやすい制度とするため、地球温暖化対策に焦点を絞った独立の条例として制定することが適当。

(2) 政策統合の推進

- ・ 条例に基づく地球温暖化対策をより実効あるものとしていくためには、条例による規制的手法に加え、自主的手法、情報的手法、経済的手法など多様な政策手段を有効に活用することが必要であり、条例による規制措置と地球温暖化対策プランによる支援施策（インセンティブ）との政策統合（ポリシーミックス）による効果的な対策の推進が必要。

(3) 対象規模以下の事業者に対する取組の促進

- ・ 条例での義務化対象規模以下の事業者に対する取組を促進するためには、例えば、事業活動に伴う温室効果ガス削減計画の報告・公表制度について、義務化対象規模以下の事業者の自主的（オープン）参加を可能にし、義務化対象となる大規模事業者と同様に社会や市場で公表・評価される競争的環境を提供することにより、意欲的な中小企業の自主的・主体的な取組を誘導していくことが必要。
- ・ また、地球温暖化対策に積極的に取り組む中小企業に対しては、技術・経営面からの支援が必要。

(4) 条例の効果的・効率的な運用

- ・ 現在、国においては、省エネルギー法の改正作業が進められており、また、京都市が同様の条例を既に施行していることから、事業者の利便性等を踏まえ、これら国等の制度との整合や府内市町村の取組との連携、協働に努めることが必要。